

=業界情報=

「**蔚崎市と「災害時における緊急応援活動の実施等に関する協定書」を締結**」

蔚崎支部（蔚崎市自動車事業協議会）が、「災害時における緊急応援活動の実施等に関する協定」を蔚崎市と締結しました。

[協定の概要]

大規模災害が発生した場合に備え、自主防災組織の保有する資機材の点検整備や車載式ジャッキの無償提供をはじめ、災害時には通行の障害となる車両の移動・排除などの支援を目的に、「災害時における緊急応援活動の実施等に関する協定」を締結。

[締結式]

1. 日時 平成30年3月12日(月) 13:30

2. 場所 蔚崎市役所 市長室

3. 協定書への調印者（署名）

「災害時における緊急応援活動の実施等に関する協定書」

蔚崎市 内藤久夫 市長

蔚崎市自動車事業協議会 岩下高明 会長

4. 締結式出席者

蔚崎市自動車事業協議会（会員数 15工場）

会長 岩下高明 副会長 内藤公明 会計 山寺 誠

監事 久保田満男 顧問 山本栄一



協定書への署名



締結式出席者

指定整備事業協議会の活動について

指定協委員会が開催されました。

1. 日 時 平成30年5月29日（火）16：00
2. 場 所 振興会会議室
3. 出席者 雨宮会長、大久保副会長、出羽副会長、五味監事、斎藤監事、平井委員、井上委員、義見委員、中沢委員、久島委員、佐野委員、桑原委員、内藤委員、鈴木委員、石原幹事、斎木幹事
事務局：山下部長、名取課長
4. 会議事項
 - ①全体会議開催について
 - ・全体会議当日の日程、進行等について
 - ・全体会議提出資料の確認について
 - ②その他

指定協全体会議が開催されます。

指定整備事業協議会全体会議が下記により開催されます。当日は、多くの方のご出席をよろしくお願いいたします。

1. 日 時 平成30年6月21日（木）15:00
2. 場 所 （一社）山梨県自動車整備振興会 大講堂
3. 全体会議
 - (1) 平成29年度事業報告の承認について
 - (2) 平成29年度決算報告の承認について
 - 監査報告
 - (3) 平成30年度事業計画(案)の承認について
 - (4) 平成30年度收支予算(案)の承認について
 - (5) その他

指定協研修会が開催されます。

指定整備事業協議会研修会が下記により開催されます。当日は、多くの方のご出席をよろしくお願いいたします。

1. 日 時 平成30年6月21日（木）16:00
2. 場 所 （一社）山梨県自動車整備振興会 大講堂
3. 講 師 関東運輸局山梨運輸支局 市川陸運技術専門官
関東運輸局山梨運輸支局 濱口整備部門事業担当官
4. 内 容 指定整備事業の公正な業務運営の徹底について

全国共済農業協同組合連合会が発行する自賠責共済証明書の共済期間に記載された元号及び年について（情報提供）

国土交通省より、全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）等が発行する自賠責責任共済証明書の共済期間が正しく表示されない事案が発生している旨の情報が、次のとおりありましたのでご連絡します。

1. JA共済連が発行する自賠責の保険期間が正しく表示されない事案が発生した場合
当該自賠責を確認した場合の保安基準適合証（紙）の自賠責保険期間については、
1年→平成31年、2年→平成32年、3年→平成33年、4年→平成34年
と読み替えて記載してください。

2. 現状と当面の取扱いについて

- ①元号が正しく表示されるのはJA共済取扱い事業者のうちPCオフラインシステムを使用、かつ、Windows10を使用している場合に限り発生。
※証明書の発行は（i）全国オンラインシステム、（ii）PCオフラインシステム、（iii）手書きの3種類
- ②この場合に新元号発表以降にWindows10のバージョンUPを実施すると、元号政令の施行によらず新元号が印字されると予想されている。
- ③今後の具体的な取り決めは、JA本部と本省で文書により行い、全国には追って正式に周知する。
- ④車検業務については、③周知の実施までの間は以下により取扱う。

3. 全国の検査窓口での具体的な対応方法

例：読み替（保険証書に記載されている共済期間「年」に関する読み替え）

[証書記載] [読み替]

- | | | |
|----|---|-------|
| 1年 | → | 平成31年 |
| 2年 | → | 平成32年 |
| 3年 | → | 平成33年 |
| 4年 | → | 平成34年 |

※月日は記載のとおり読む。

※これ以外の記載が確認された場合は、自賠責証書に疑義のあるものとして取り扱う。

4. その他

電子自賠責情報については西暦で処理されているため、現在のところ各システムへの影響は確認されていません。

自動車損害賠償責任共済証明書

証明書番号 第 [REDACTED]

号

埼玉中央 農業協同組合

全国共済農業協同組合連合会

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による
自動車損害賠償責任共済契約が締結されていることを証明します。

平成30年5月15日

自動車登録番号、 車両番号又は標識 の番号(車台番号)	[REDACTED]	自動車の種別	(自) 軽乗
共済期間	自 平成30年5月28日24日間 至 2年5月28日午前12時	使用の本拠の所在地	埼玉県
共済契約者の住所 および氏名	住 所 姓 名	指 定 金 融 機 関 名	[REDACTED]
異 動 事 項		共 済 掛 金 収 納 溝 印	
組合名又は 支部等の名称 及び所在地	全国共済農業協同組合連合会 東日本引受センター 神奈川県川崎市幸区堀川町66-2 お問い合わせ先 TEL 0120-322-066 受付時間：平日／9:00～17:00	報告印	A [REDACTED]

タカタ製エアバッグ特例告示対象車両の早期改修及び車検受検前の事前確認徹底の再周知について

国土交通省では、平成30年5月1日より、タカタ製エアバッグに係るリコール未改修車両について、車検で有効期間を更新しない措置を講じているところですが、本措置の開始以降、全国で2,464台(5月18日現在、軽自動車含む。)の車両が車検更新停止となっている状況から、下記のとおりプレスリリースされましたのでお知らせいたします。

つきましては、ユーザー等から車検の依頼を受けた際は、リコール未改修車両でないことを事前に検索システムで確認すること及びリコール未改修車両である場合は車検の申請前にリコール改修を実施することについて、再度徹底したご確認をよろしくお願ひいたします。

別紙

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成30年5月23日
自動車局審査・リコール課

タカタ製エアバッグのリコール対象台数及び改修状況

平成30年4月末現在

平成30年3月までに届出されたリコール	国内対象台数	実施台数	未実施台数	改修率
原因が特定されたリコール	2,540,756	2,457,273	83,483	96.7%
予防的リコール	17,137,864	14,841,051	2,296,813	86.6%
合計(24社)	19,678,620	17,298,324	2,380,296	87.9%

平成30年3月以降にリコール対象車両が135,585台追加されており、リコール総対象台数は19,814,205台(24社)。

【参考】車検で通さない措置の対象台数及び実施状況*

車検で通さない措置の対象台数:74万台(平成30年4月末現在)

運輸支局等において車検で通さなかった件数:2,464件(速報値:平成30年5月18日まで)

*平成30年5月より、異常破裂する危険性が高い未改修車両を車検で通さない措置を導入

<お問い合わせ先>
自動車局審査・リコール課
リコール監理室 今村、片山
代表:03-5253-8111(内線42363)
直通:03-5253-8594

指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて

国土交通省では、分解整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的記録の作成・保存に関する取扱いを定め、下記のとおり山梨運輸支局より通知がありましたのでお知らせいたします。

指定整備記録簿等に係る電磁的記録の作成・保存に関する取扱い

1. 用語の定義

- (1) 「指定整備記録簿等」とは、道路運送車両法第91条第1項に基づいて自動車分解整備事業者が作成する分解整備記録簿及び同法第94条の6第1項に基づいて指定自動車整備事業者が作成する指定整備記録簿をいう。
- (2) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
- (3) 「整備記録システム」とは、コンピュータ、端末機、通信関係装置、プリンタ、プログラム（プログラム言語により記述された命令の組合せ）等の全部又は一部により構成され、指定整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存等するためのシステムをいう。
- (4) 「磁気ディスク等」とは、磁気ディスク、CD-ROMその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。
- (5) 「施行規則」とは、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成17年国土交通省令第26号）をいう。

2. 指定整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項

- (1) 指定整備記録簿等の書面の作成に代えて電磁的記録の作成を行う場合は、コンピュータに備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行うこと。（施行規則第6条）
- (2) 指定整備記録簿等の書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと。（施行規則第4条）
 - ① 2. (1) の方法をもって調製するファイルにより保存する方法
 - ② 指定整備記録簿等をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、コンピュータに備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- (3) 指定整備記録簿等を、直ちに明瞭な状態で、コンピュータの映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること。（施行規則第4条）
- (4) 2. (3) により表示又は作成される指定整備記録簿は、指定自動車整備事業規則第10条の2に定める様式であること。

3. 指定整備記録簿等に係る電磁的記録の作成・保存についてのガイドライン

- (1) 整備記録システムにより指定整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存する場合は、指定整備記録簿等の電磁的記録を検索することができる措置を講じること。
- (2) 指定整備記録簿等の電磁的記録を磁気ディスク等に移行することができる措置を講じること。
- (3) 整備記録システムにより指定整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存する場合は、当該電磁的記録の作成・保存・更新・消去の日時及びその作業者を自動的に記録し、保存する措置を講じること。
- (4) 指定整備記録簿等の電磁的記録を収蔵したファイル又は磁気ディスク等は、保管場所を定め、施錠する等して保管し、電磁的記録の不正改ざんを防止すること。
- (5) 保存した指定整備記録簿等の電磁的記録は、バックアップを行うことによりデータの消失対策を行う等安全性を確保すること。

4. 整備記録システムの適正な使用方法についてのガイドライン

(1) 整備記録システムの技術面の安全対策

- ① 以下の権限について識別符号（ID）、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を有するものを導入する等により不正なアクセスを防止すること。
 - ・ 自動車検査員に係る権限（指定自動車整備事業者に限る。）
 - ・ 整備主任者に係る権限
 - ・ 指定整備記録簿等に係る情報を起票及び入力する権限
- ② 電磁的記録の保存を行う機器に直接接続されたコンピュータが、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザー等の正当性を識別し認証する機能を有するものを導入する等の措置を講じること。
- ③ 整備記録システムは、指定整備記録簿等の記載項目及び入力権限についてエラーの検出機能を有するものを導入する等により入力もれ及び誤操作を防止すること。

(2) 整備記録システムの運用面の安全対策

- ① 整備記録システムの管理には、管理責任者を定めるとともに、管理規程において以下の項目を定めること。
 - ・ ID及びパスワードの付与及び廃止の管理
 - ・ 磁気ディスク等の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理
- ② 整備記録システムの非使用時には機能を停止させること、整備記録システムのIDは複数者で共用しないこと、IDを付与された関係者以外の者が操作をしないこと等について周知徹底を図り、不正なアクセスを防止すること。
- ③ 整備記録システムの適切な使用方法に係る管理規程を定め、関係者に対し、その周知徹底を図り、当該整備記録システムの取扱方法に係る操作マニュアルを備え付けること。

継続検査等申請書への整備工場コードの記入について

自動車整備事業者の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。

また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

対象手続き
①新規検査(中古)
②予備検査(中古)
③継続検査

継続検査申請書

専用3号様式

運輸支局コード - 認証工場の方…認証番号

指定工場の方
●持ち込み検査の場合は認証番号
●保安基準適合証の場合は指定番号

東京	41	茨城	45
神奈川	42	群馬	46
千葉	43	栃木	47
埼玉	44	山梨	48



国土交通省関東運輸局 山梨運輸支局

大型車の車輪脱落事故防止のための緊急対策の実施について

国土交通省より、大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故について、平成23年の11件を底値として近年増加傾向にあることから、事故防止に向けた「緊急対策」を実施する旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

大型車の入庫の際は下記「徹底事項」の確実な実施につき、ご協力をいただきますようお願いいたします

【徹底事項】

- ・インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締付ける際は、締過ぎに注意し、最後にトルクレンチ等を使用して必ず規定トルクで締付けること。
- ・ホイール・ナットの規定トルクでの締付け及びホイールに適合したボルト及びナットの使用の実施。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に実施すること。
- ・入庫する大型車のユーザーに対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイント※について周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては徹底的に実施するよう啓発すること。
- ・特にタイヤメーカーにおいては、自社製品の流通経路を活用し、タイヤ販売事業者に対してホイール・ナットの規定トルクでの締付け及びホイールに適合したボルト及びナットの使用について周知。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発すること。

※以下の4項目

1. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締付け
2. タイヤ交換後、50~100km走行後の増締めの実施
3. 日常(運行前)点検における確認
4. ホイールに適合したボルト及びナットの使用

すれ違い用前照灯(ロービーム)の 計測手法を見直し、 平成30年6月1日から適用します。

平成27年9月1日より、ヘッドライトテスタによる審査は原則としてすれ違い用前照灯(ロービーム)を計測することにより行っていますが、当面の対応として、審査機器による計測が困難な一部の自動車(以下「計測困難な自動車」という。)に対して走行用前照灯(ハイビーム)による審査を実施しています。

今般、すれ違い用前照灯による審査の全面施行に向けた前段階として計測手法及び計測困難な自動車を見直すこととします。

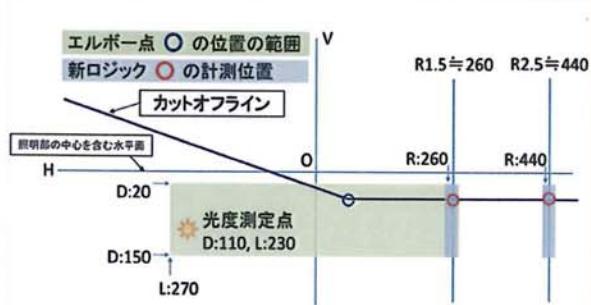
【概要】

◆計測手法及び計測困難な自動車を次のとおりとします。

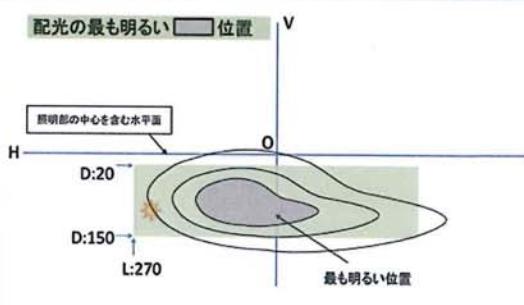
- (1) すれ違い用前照灯の計測において、必ず右側及び左側の両方を計測します。
- (2) (1)による計測の結果、照射光線が他の交通を妨げないものとして、次の①又は②に該当するものに限り「計測困難な自動車」とみなして走行用前照灯を計測することができます。

(注：すれ違い用前照灯の全てが次に該当しない場合は、走行用前照灯の計測は行いません。)

① エルボー点の位置(図中「○」)又はすれ違い用前照灯の照明部の中心より右方1.50°(260mm)及び右方2.50°(440mm)の鉛直線とカットオフラインが交わる2つの位置(新ロジックの計測位置：図中「○」)が当該照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。



② 配光の最も明るい位置が照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。(試験機が測定したカットオフラインではエルボー点を判断できない場合。)



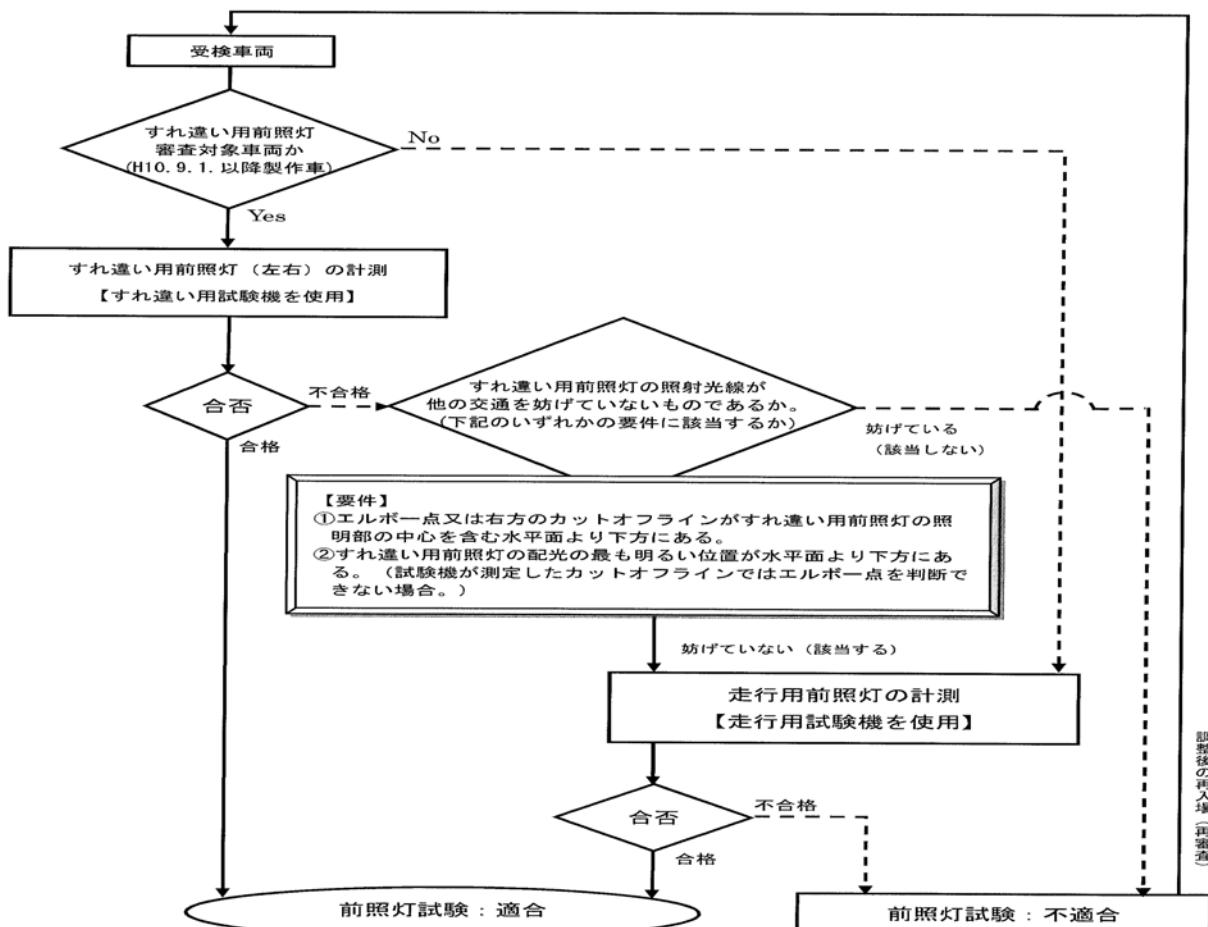
◆対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車(トレーラ、二輪車、側車付二輪車、大型特殊車を除く。)

※対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力願います。

ご不明な点についてはお問い合わせください。

検査コースにおける前照灯試験機を用いた審査フロー



機器定期点検と校正のお知らせ

受検者の皆様には日頃、審査業務にご協力いただきありがとうございます。

**この度、審査機器の定期点検と校正に伴い
以下の目程で審査コースを閉鎖いたします。**

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

〔ヨーロッパの歴史〕

6月4日(月)・定期点検

午前：4コース 午後：2輪コース

6月5日(火)・校正

午前：5コース 午後：2コース

6月6日(水)・校正

午前：4コース 午後：3コース

6月7日(木)・校正

午前： 2輪コース

山梨県立峡南高等技術専門校 オープンキャンパス

自動車整備科・電気システム科

平成31年度入校希望者のための学校説明会を次のとおり開催いたします。

○開催日程

第1回 平成30年**5月27日**(日)

終了しました。

※第1回は学校の施設・授業内容の説明を行います。



第2回 平成30年**6月23日**(土)
午前10時～12時まで

※第2回は、実際の授業を見学できます。



第3回 平成30年**7月28日**(土)
午前10時～12時まで

※第3回は、**学園祭**の一環として開催します。

第4回 平成30年**9月14日**(金)
午後1時～3時まで

※第4回は、**体験教室**を実施する予定です。

※各回とも、開始時刻の30分前より受付を開始します。

○ 開催場所 山梨県立峡南高等技術専門校

○ 申込方法 ・電話

・申込用紙(別途申込用紙に必要事項を記入のうえ、FAX・郵便等でご提出ください。)

・電子申請(当校ホームページ又は、下記QRコードよりお申し込みいただけます。)

☆お問合せ先☆

山梨県立峡南高等技術専門校

〒400-0501

山梨県南巨摩郡富士川町青柳町3492

電話 0556-22-3171

FAX 0556-22-3172

E-mail kgisen-kn@pref.yamanashi.lg.jp

※当校ホームページも是非ご覧ください。

峡南技専

検索



オープンキャンパス参加申込
QRコード(電子申請)

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 77

【内容】車検後にA Tシフトレバーが動かなくなった

- ・車名：軽自動車
- ・登録年月：平成26年
- ・走行距離：24,000km
- ・相談日：平成29年2月3日

＜経緯＞

- ・平成29年1月中旬に車検を終え、後日入荷のエアクリーナーを交換。
- ・数日後、運行操作中にA Tシフトが入らなくなり、場の危険を回避した。
- ・車検整備を実施した整備工場へ連絡したところリコールと言われ、ディーラーまで自費保険付 帯のレッカーで搬送した。
- ・ディーラーでは、エンジルーム内のA Tシフトロッド部に交換済のエアクリーナーが噛んで ロック状態との回答であった。
- ・工場の本社兼務の店長がお詫びのため自宅へ訪問された。

＜相談内容＞

- ・金銭等の要求ではなく、即座に状況を確認してくれず、リコール扱いの対応について 整備工場への不信感を相談窓口へ投げかけられ、今後、他のユーザーの為にも指導して頂きたいとの相談依頼。

【対応】

- ・状況が事実であれば、整備工場へ指導する旨約束した。
- ・整備工場へ状況と再発防止を確認したところ、交換済みエアクリーナーをエンジルーム内に 取り残したのは事実、電話応対がサービスフロントマンではなく営業フロントマンが対応した 初期対応の不備について反省の意が伝えられた。
- ・再発防止については、①社を挙げて周知を図った、②交換部品箱を設置した、③伝票類で再確認ができるようにした、との回答であった。
- ・交換した部品は消費者の財産なので、交換部品袋等を活用し、持ち帰り又は産廃処理の2者選択の現物提示で了解を取り付け、カウンター越しに消費者が見えないところを見る化。また、大きな部品は交換部品置場で実物を見せて請求するよう指導、また、交換した部品や工具はキャディへ置く習慣とすべき指導した。
- ・相談者へ整備工場の反省の意と再発防止が図られた旨報告を行い終了した。

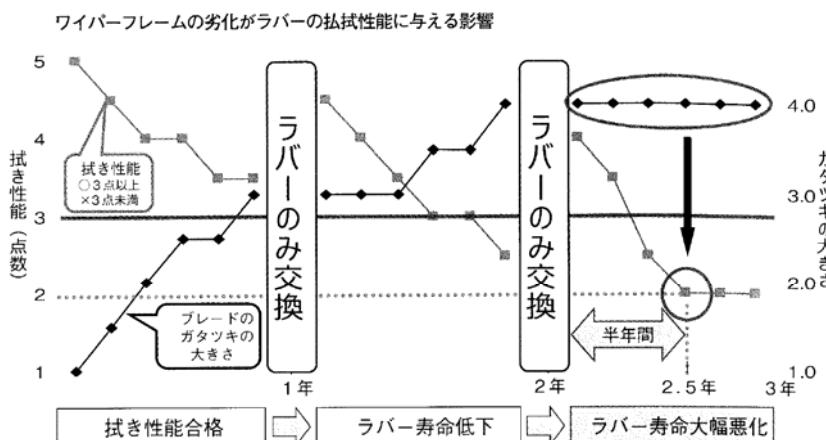
ワイパーラバー、ブレード交換について

露の時期になりワイパーを使う機会が増えてきました。

ラバー交換のみだけではなく、ブレードも交換する必要があります。

■ラバーのみ交換

ラバー交換のみの交換を繰り返すと、その間にワイパーフレームが劣化しガタツキが発生し、ラバーを適切に保持できなくなることで、拭き性能の早期悪化を招くことがあります。



※日本ワイパープレードによる耐久試験結果。
※試験条件：作動期間が1年（推定）に達した場合、ラバー交換を行う。

結論 2年目以降、ラバー寿命が大幅に悪化する。原因としては「ワイパーフレームのガタツキ」が挙げられる。そのため、雨天時の視界確保にはラバー交換のみならず、ブレード交換を行うことが大切であると言える。

■ワイパー交換のタイミング

フレームの劣化は、ブレードをワイパーアームから取り外し、リベットの緩みによるガタツキの有無を、目視や触手、振って生じる音などで点検して下さい。

症状によるワイパー交換のタイミング

	スジ・モヤ	ビビリ	ニジミ	ムラ	症状悪化
症状	スジ状の線が残る 	拭きがビビる 	水がニジミ状に残る 	拭きにムラがある 	
原因	<ul style="list-style-type: none"> ●ラバーエッジ部磨耗 ●ラバーに異物が付着 	<ul style="list-style-type: none"> ●ラバーが変形（硬化） ●ワックス等付着撥水加工 	<ul style="list-style-type: none"> ●ラバーの変形 ●ワイパーフレームの変形・ガタツキ 		
対策	<ul style="list-style-type: none"> ●ラバー交換 ●エッジを清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ●ラバー交換 ●グラファイトラバー交換 ●ガラス面を洗浄 	<ul style="list-style-type: none"> ●ブレード交換 ●ラバー交換 	<ul style="list-style-type: none"> ●ブレード交換 ●ラバー交換 	
ラバー交換でOK			ブレード交換が必要！！		